

熊地裁に釈明書を提出

水俣病訴訟の原告側

水俣病裁判の第二回口頭弁論は、来年一月十六日に行なわれるが、これに先立ち原告の患者側は二十四日午後、熊本地裁に釈明書を提出した。この釈明書は第一回口頭弁論のさい斉藤裁判長が双方の主張を確認するために原告、被告双方に行なった求釈明に回答したものの。

釈明書では①被告がメチル水銀化合物を含む廃液を放出した時

期は昭和七年から四十一年六月までである②被告が過失に気づくべき時期は昭和七年である③廃液を無処理のまま放出したという主張は、実質的にメチル水銀化合物を回収する設備を施さなかったという意味である—と回答している。この釈明で、原告が被告チツソ会社側の過失が予防注意義務（工場廃液を流すさいに、有毒なもの

が含まれていることをあらかじめ予測してそれに対する対策を施す義務）を怠ったことによるものだという立場で追及する方針をはっきりさせたことになる。

なお、この釈明書のほか、原告、被告とも第二回口頭弁論までに準備書面を提出することになっているが、いずれもまだ提出されていない。